

# 短期給付 のご案内

当組合が行う短期給付についてご案内します。  
 短期給付には、どの健康保険でも共通の法定給付と当組合が独自で支給する附加給付があります。  
 なお、組合員の皆さんの申請に基づき支給する給付もありますので、該当する場合は請求手続きをしてください。給付の詳細内容および請求書は当組合ホームページをご確認ください。■の給付は申請が必要です。

短期給付の  
種類



給付の種類	内容	附加給付	
保険給付	療養の給付	組合員証等を使用して保険医療機関等で診療を受けたとき 療養に要する費用の7割を支給 (義務教育就学前までは8割を支給、高齢受給者は8割または7割を支給)	○
	入院時食事療養費	保険医療機関に入院し食事療養を受けたとき 基準額から次の標準負担額を控除した額を支給 (例) 一般: 460円 (1食) (住民税非課税世帯は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要)	
	入院時生活療養費	長期療養入院する65歳以上の方が生活療養を受けたとき 基準額から生活療養標準負担額を控除した額を支給	
	保険外併用療養費	保険医療機関等から先進医療等を受けたとき 保険診療に要する費用の7割を支給 (義務教育就学前までは8割を支給、高齢受給者は8割または7割を支給)	
	療養費 家族療養費	①組合員証等を使用しないで治療を受けたとき ②治療用装具(コルセット等)を購入したとき ③医師の同意を得て、あんま・はり・きゅう・マッサージ等の施術を受けたとき ④海外で診療を受けたとき ⑤小児弱視等(9歳未満)の治療用眼鏡(コンタクトレンズ)を作成したとき ⑥輪部支持型角膜形状異常眼用コンタクトレンズを作成したとき 療養の給付と同様に支給	○
	訪問看護療養の給付	難病、末期がん等の在宅患者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたとき 療養の給付と同様に支給	○
	高額療養費	療養費に係る自己負担額が、組合員の標準報酬月額に応じて算出した額(各組合員の自己負担限度額)を超えるとき 自己負担額から自己負担限度額を控除した額を支給	
	移送費 家族移送費	療養の給付を受けるため病院または診療所に移送された場合で組合が相当と認めたとき 組合が査定した額を支給	
	出産費 家族出産費	組合員または被扶養者が出産したとき ※妊娠4ヵ月以上の流産、死産も出産とみなします。 500,000円 (産科医療補償制度に加入していない医療機関で分娩した場合は488,000円)	○
埋葬料 家族埋葬料	組合員または被扶養者が死亡したとき (組合員が公務により死亡したときや、交通事故など第三者加害行為により死亡し相手加害者から埋葬料相当分が支給される場合を除く。) 50,000円 (組合員が死亡したときで被扶養者がいない場合は埋葬を行った方に埋葬に要した額(50,000円以内))	○	
休業給付	傷病手当金	公務によらない病気または負傷により療養のため引き続き勤務に服することができないとき 1日につき 標準報酬日額×2/3 (1年6ヵ月(結核性の病気については3年)を限度) ※退職後も支給される場合があります。	
	出産手当金	組合員が出産のため、勤務に服することができなかつたとき 1日につき 標準報酬日額×2/3 (出産の日以前42日(多胎妊娠にあつては98日)から出産の日後56日までの期間)	
	育児休業手当金	1歳に満たない子(その子が1歳に達した以後の期間について総務省令で定める場合に該当するときは最長2歳に達する前日まで)を養育するため育児休業を取得したとき 1日につき 標準報酬日額×67/100 (最初の180日は67/100、残りの期間は50/100)	
	介護休業手当金	要介護家族を介護するため、介護休業を取得したとき 1日につき 標準報酬日額×67/100 (介護休業の日数を通算して66日)	
	休業手当金	被扶養者の病気やけが、配偶者の出産、組合員の公務によらない不慮の災害等の事由により欠勤したとき 1日につき 標準報酬日額×50/100	
災害給付	弔慰金 家族弔慰金	予測しがたい事故または水震火災その他の非常災害により死亡したとき 弔慰金: 短期標準報酬月額 家族弔慰金: 短期標準報酬月額×70/100	
	災害見舞金	水震火災その他の非常災害により、住居または家財に損害を受けたとき 短期標準報酬月額×損害の程度に応じ定められた月数(0.5ヵ月~3ヵ月)	

※標準報酬日額: 短期標準報酬月額 ÷ 22(10円未満四捨五入)

お問い合わせ先

医療健康課(医療給付係) TEL 029-301-1413